

【理事会承認事項】

令和6年度事業計画 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I. 事業活動基本方針

公益法人制度改革により、一般社団法人として新たなスタートしてから11年が経過し、新しいルールのもとでの組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができます。

こうした中、当法人会としては「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」としてこれまでの実績を踏まえ、積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

こうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要になることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む方針です。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税制改正への提言

全国法人会総連合と連携し、会員アンケートや全国大会等を通じて税制改正要望を取りまとめ、地元国會議員や地元の市長・市議会議長に、税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言を行っていく。

(2) 税に関する研修・セミナーの開催

税知識の普及啓発のため、会員を含めた多数の市民を対象に、税務に関する研修会やセミナーを開催する。

- ①豊富な一流の講師陣によるインターネットセミナーを活用した社内研修や経営者の自己研鑽の推進に努めていく。
- ②小千谷税務署と共に「法人税・消費税の申告説明会」を開催する。
- ③定額減税の説明会
- ④その他の実務セミナー

(3) 税の啓発活動・租税教育活動

①次代を担う児童に税の仕組みを理解してもらうため、充実した租税教育の推進に努める。小千谷税務署管内の小学校を対象に、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。併せて、これに資するための租税教育資材等を全法連等と連携して配布する。

- ②申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努める。
- ③令和5年10月より導入された消費税インボイス制度等について、円滑な定着に向けた取り組みに努める。

(4) 税に関する広報の充実

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、税の啓発や添付書類を含めた「e-Tax」の普及・定着に向けたPR活動を行うなど、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

(5) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要なことから、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取組む。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 講演会・セミナーの開催

活動の軸足を「税」に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動として政治・経済・文化等さまざまなテーマの講演会や実務セミナーを開催し、地域の発展に寄与する活動に取り組む。

(2) 社会貢献活動への取り組み

各地域における経済社会環境の改善、活性化に資する事業として、花いっぱい運動や不要になった新しいタオルを集め福祉施設へ寄贈するなど、福祉問題や環境問題の改善に取り組む。

3. 法人会の活動を支援することを目的とする事業

(1) 組織の充実・強化

- ①法人会活動の充実・存続・発展させるためには、組織基盤の強化が重要であることから、会員数確保のための諸施策を役員率先の参画・指導のもと実施する。
- ②会員支援のために、異業種交流の一環として会員間の積極的な情報交換を通してお互いの経営感覚を磨き視野を広め、新たな事業展開で企業の繁栄に繋がる事業を行う。

(2) 青年・女性部会の充実

- ①青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」・「健康経営プロジェクト」を積極的に取り組み推進する。

②女性部会は、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や会員・一般市民より募集した未使用のタオルを福祉施設へ寄贈するなど社会貢献活動を積極的に進める。

（3）会員親睦事業の充実

異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員に限定した研修会や講習会等の事業を行う。

（4）広報活動の充実

当会の情報誌「法人会だより」の発行を通じ、法人会の知名度アップや活動内容の周知を図り、会員増強に資する広報活動に取り組む。また、ホームページの充実やポスターの掲示のほか、地元情報機関を活用した広報活動も展開していく。

4. 法人会の福利厚生の向上に資することを目的とする事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定を図るため、福利厚生制度の収入確保のための活動に注力する。

5. 管理関係

一般社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にそった諸会議を開催し、所要の体制整備を行うとともに事務の一元化に取り組む。また、今年度は、商工会の合併に伴う事務委託先である地区会の整備に努めるとともに、本会の活動に関係する行政や関係団体との十分な連携協調を図っていく。

6. その他、本会において実施することが必要と認める事業を行う。